

令和 8 年度

経済変動対策資金（セーフティネット保証 1 号） のご案内

（令和 8 年 10 月 1 日現在）

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

経済変動対策資金（セーフティネット保証 1 号）は、民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、セーフティネット保証 1 号※の認定を受けている方です。

※セーフティネット保証 1 号は、以下のいずれかの要件に該当する方が対象になります。

ア 1 号指定事業者に対して、50 万円以上売掛金債権等を有している中小企業者

イ 1 号指定事業者に対し、50 万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が全取引額の 20%以上である中小企業者

最新の 1 号指定事業者は、中小企業庁ウェブサイト（下記アドレス）にて確認できます。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html

2 制度概要

融資限度額	1 億円（既存の経済変動対策資金の残高を含みます）
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間 （据置期間） 融資利率	3 年以内（原則 1 年以内） 年 2.0% 5 年以内（原則 1 年以内） 年 2.1% 7 年以内（原則 1 年以内） 年 2.2% 10 年以内（原則 1 年以内） 年 2.3%
保証料率	年 0.79%
担保及び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定

3 融資の取扱開始日

令和8年7月31日（金）

4 取扱金融機関（申込受付窓口）

次の取扱金融機関（愛知県内店舗）又は名古屋市信用保証協会にお申込みください。

銀 行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
そ の 他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
- 個人情報の取扱に関する同意書
- 印鑑証明書
- 確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
- 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
- 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
- (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
- セーフティネット保証1号の認定書

} 名古屋市信用保証協会所定様式

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

6 その他

- 本融資制度は、責任共有制度※の対象外です。
※責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため、全国の保証協会に導入された制度です。
保証付融資は一部を除いて、従前の原則 100%保証から 80%保証となりました。
- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には、信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

- (1) 融資制度全般、セーフティネット保証1号の認定に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(735)2100
- (2) 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011